

多気町地域おこし協力隊設置要綱

多気町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年多気町告示第58号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 人口減少及び高齢化が進む本町において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域の活力維持及び地域の魅力の再発見につなげるため、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号）に基づき多気町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（協力隊の活動）

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、町と連携協力し地域の活力維持及び地域の魅力再発見、地域の振興に資する次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 地域の活性化と振興に関する活動
- (2) 農林業振興、特産品の開発と振興に関する活動
- (3) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (4) 地域間交流及び移住・定住に関する活動
- (5) 前各号に定めるもののほか、前条に規定する地域の活力維持及び地域の魅力再発見、地域の振興に資すると町長が認める活動

2 隊員は、その活動状況について町長に活動報告書を提出するものとする。

（隊員の募集）

第3条 隊員になろうとする者は、多気町地域おこし協力隊応募申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の写し

（隊員の委嘱）

第4条 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、多気町地域おこし協力隊委嘱状（様式第2号）により、町長が委嘱する。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に指定された地域以外の都市地域等に生活の拠点がある者で、隊員に委嘱された後、本町に住民票を移動させた者
- (2) 地域の活性化に意欲があり、集落になじむ意思のある者
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める要件に該当する者
（隊員の委嘱期間）

第5条 隊員の委嘱期間は、1年とする。

- 2 隊員の委嘱期間を延長する場合には、1年ごとに委嘱期間を延長するものとする。この場合において、延長後の委嘱期間は3年を超えないものとする。
（隊員の身分）

第6条 隊員の身分は非雇用隊員とし、町と雇用契約を締結しないものとする。
（退任及び解嘱）

第7条 隊員が退任するときは、次の各号のいずれかに該当したときとする。

- (1) 委嘱期間が満了したとき。
 - (2) 隊員が死亡したとき。
 - (3) 隊員が多気町地域おこし協力隊退任申請書（様式第3号）を提出し、町長が承認したとき。
- 2 町長は、隊員が委嘱期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。
 - (1) 活動成績が良くない場合
 - (2) 心身の故障のため、地域協力活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
 - (3) 隊員としてふさわしくない行為等があった場合
（賠償）

第8条 町長は、隊員が故意又は重大な過失により町に損害を与えたときは、その損害の一部又は全部を賠償させることができる。

(報償費等)

第9条 町長は、隊員に予算の範囲内において、報償費を支払うものとする。

2 隊員の旅費は、多気町職員の旅費に関する条例（平成18年多気町条例第43号）の規定に基づき支給する。

3 隊員に対する退職手当金は、支給しない。

(活動に関する経費)

第10条 町長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(守秘義務)

第11条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(町の役割)

第12条 町は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 隊員の活動計画書作成のサポート
- (2) 地域活動に関するコーディネート
- (3) 配属先との調整及び地域への周知
- (4) 地域活動修了後の定住支援
- (5) その他隊員の円滑な活動に必要なこと

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月30日から施行する。